

令和元年度包括外部監査に対する対応状況・方針等(令和5年度対応)

監査テーマ:債権(主に税外債権)の管理に関する財務に係る事務の執行について

令和6年3月29日公表

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	指摘・意見内容	対応状況・方針等				対応区分
								令和2年度報告内容	令和3年度報告内容	令和4年度報告内容	令和5年度報告内容	
2	R元	155	指摘	債務者に対する財産調査等の不実施	保健福祉部	子育て支援課	適切な債権管理のために財産調査や場合によっては法的措置等の実施が必要である。 愛媛県の債権管理マニュアルでは、滞納期間が滞納3か月超で、債務者に支払能力がある(無資力又はこれに近い状態以外)場合、強制徴収の実施が可能であり、そのためにも、調査先の任意協力が前提となるが、財産調査は必要不可欠である。 さらに、財産調査により、支払能力の有無の判断も客観的に行われることになり、債務免除、徴収停止や債権放棄(原則として消滅時効が経過済みであることが必要。)の対応にもつなげることが可能になる。 財産調査の実効性確保のため、行政間の情報収集について債務者から事前に同意書を徴しておくことも有効である。	当該債権は私債権であることから、財産調査の実施にあたっては、債務者の同意が必要であるが、現在貸付済みの債権については、この同意を得られていない。 このため、債務者や連帯保証人、母子父子相談員への聞き取り調査や市町等の関係機関からの情報も考慮しながら、必要に応じて同意を得て財産調査を実施するほか、今後の貸付事案については、事前に同意を得るなど財産調査が速やかに実施できるよう、令和2年度中に愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の改訂を検討している。	当該債権は私債権であることから、財産調査の実施にあたっては、債務者の同意が必要であるが、現在貸付済みの債権については、この同意を得るのが困難な事例がある。 このため、引き続き、債務者や連帯保証人、母子父子相談員への聞き取り調査や市町等の関係機関からの情報も考慮しながら、必要に応じて同意を得て財産調査を実施するほか、今後の貸付事案については、事前に同意を得るなど財産調査が速やかに実施できるような作業を進めている。	当該債権は私債権であることから、財産調査の実施にあたっては、債務者の同意が必要であるが、現在貸付済みの債権については、この同意を得るのが困難な事例がある。 このため、引き続き、債務者や連帯保証人、母子父子相談員への聞き取り調査や市町等の関係機関からの情報も考慮しながら、必要に応じて同意を得て財産調査を実施するほか、今後の貸付事案については、事前に同意を得られるよう債務者と協議しながら対応を行っていくこととしている。	従来どおり	
3	R元	158	指摘	母子父子寡婦福祉資金貸付金 不十分な時効中断措置の実施及び時効管理	保健福祉部	子育て支援課	安易に消滅時効を完成させないため、時効管理を徹底するとともに、分割払いの返済期限毎に進行する消滅時効について時効の中断措置を徹底する必要がある。 限られた人員配置の中で、時効管理を網羅的、確実に行うためには情報システムによる対応が望ましい。 債権管理システムの償還状況明細には、「納入月」と「納入日」欄がある。履行期限到来済納入月が指定する一定の年月以前で納入日欄がブランク、すなわち収入未済の債権を抽出することにより、時効の完成前に時効完成予備軍の債権に対する検討を網羅的に実施することができると考える。 また、時効中断措置の内容(記号にすれば簡素化できる。)及び時効中断措置日を債権管理システム上に登録し、時効完成予定日を自動計算できるようにするなどにより時効管理を情報システム上実施するなどにより効率的な時効管理が可能になると考える。	大型電子計算機内の母子寡婦貸付金管理システムを活用し、各債権ごとの時効管理を行うために必要なデータを手作業により抽出・整理を行っており、時効管理ができる体制を令和2年度中に整える。 なお、個別債権の時効管理については、現行のシステムでは対応していないため、令和5年度に予定されている大型電子計算機の廃止に伴う母子寡婦福祉資金管理システムの更新に着手する予定であり、この際に実装・導入するよう事前協議を行うとともに、整備に係る経費について、令和4年度から5年度にかけて予算措置を行っている。	個別債権の時効管理については、現行のシステムでは対応していないが、令和4年度から大型電子計算機の廃止に伴う母子寡婦福祉資金管理システムの更新に着手する予定であり、この際に実装・導入することができるよう現在調整中である。	個別債権の時効管理については、現行のシステムでは対応していないが、令和5年度から新たな母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権管理システムを導入する予定であり、この際に実装・導入することができるよう現在調整中である。	対応済	
2	R元	30	意見	税外債権全般 税外債権に対するコンビニ収納の導入	出納局	会計課	愛媛県の県税に対する取組みとして「自動車税」について、平成20年度に自動車税の「コンビニ収納」を開始している。税外債権についてはコンビニ収納を導入していないが、税外債権についても納入者の利便性を促進することで収入未済額の発生抑制に寄与するものと考えられる。 このため、税外債権の収納手段の多様化の一環として納入者の利便性を高めるためにコンビニ収納の導入を検討することが望まれる。	コンビニ収納については、手数料などの費用負担を要することから、納入者の利便性や納入見込額との費用対効果等を勘案しながら導入を検討することとしたい。	コンビニ収納については、手数料などの費用負担を要することから、納入者の利便性や納入見込額との費用対効果等を勘案しながら導入を検討することとしたい。	コンビニ収納については、手数料などの費用負担を要することから、納入者の利便性や納入見込額との費用対効果等を勘案しながら導入を検討することとしたい。	検討中	
6	R元	164	意見	児童福祉施設入所措置費負担金の回収体制の強化	保健福祉部	子育て支援課	規定どおり支払っている扶養義務者が少しでも不公平感を感じないように、現在検討を進めている徴収検討会議等での効果的な徴収方法のノウハウをより蓄積し、これらを負担金徴収マニュアルに明確化することで、限られた人員の中で効果的に回収作業を行える体制整備をより推進することが望ましい。 滞納処分等の例による財産調査や財産差押えのほか、同じ強制徴収債権である税務当局の保有する情報を共有し、同マニュアルに反映することも考えられる。	徴収検討会議等の議論を踏まえ、今後、計画的な回収作業を行うための体制整備や情報共有の在り方等について検討を進めていく。	徴収検討会議等の議論を踏まえ、引き続き、計画的な回収作業を行うための体制整備や情報共有の在り方等について検討を進めていく。	徴収検討会議等の議論を踏まえ、引き続き、計画的な回収作業を行うための体制整備や情報共有の在り方等について検討を進めていく。	検討中	